

3 事前相談について

大規模小売店舗の設置者が店舗の新設や変更を行うに当たっては、店舗周辺の地域の状況、公的な計画との整合性、生活環境への影響などについて十分に調査や検討を行い、指針にある配慮事項への対応を判断した上で、店舗や附属施設の配置及び運営について計画を策定する必要があります。

したがって、設置者は、県や市町村、道路管理者及び警察署などの関係機関と事前に十分相談し、綿密な検討のもと、店舗の新設・変更計画を策定してください。

また、法の届出は、公告・縦覧されるため、県の意見や勧告を受けて変更する場合を除き、手続きの途中で届出内容を変更することは、原則としてできません。従って、例えば、駐車場の出入口の位置について、届出の後で変更しなければならなくなった場合、改めて届出していただくこととなりますので、ご注意ください。

4 大規模小売店舗計画概要書について

大規模小売店舗計画概要書（以下「計画概要書」という。）は、届出事務の円滑化を図るため、届出に先立つ事前相談の資料として使用するものです。この計画概要書の提出は、新設及び店舗面積の増床の場合は届出の2ヶ月前に、その他の場合は届出と同時にお願いします。

この計画概要書は、「一般的事項」、「届出事項」、「説明会事項」及び「指針配慮事項」の4部構成になっています。作成に当たっては、58ページの「大規模小売店舗計画概要書の記載要領」を参考にしてください。用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長型としてください。ただし、図面等の添付書類については、折りたたみ可とします。

なお、この概要書は、説明会の資料として活用していただくこともできますし、「届出事項」の部分については、届出の際に使用できる内容となっております。

5 届出について

大規模小売店舗の新設及び変更については、次の「(1)新設の場合」及び「(2)変更の場合」により届出等を行っていただきますが、法施行（平成12年6月1日）前に、小売業を行うための店舗面積の合計が1,000㎡を超えて開店していた店舗（生協、農協を含む）（以下「既存店」という。）が、法施行後において最初に行う変更は、「(3)既存店の変更の場合等」の により届出していただきますのでご注意ください。

(1) 新設の場合

手続きの流れ

ア 新設の届出（法第5条関係）

設置者	大規模小売店舗を新設する場合は、法第5条第1項に定める事項を県に届け出なければなりません。 (原則として届出の日から8月を経過しなければ開店できません。)
県	届出の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告し、届出書と添付書類（以下「届出書」という。）を公告の日から4月間縦覧に供します。



イ 説明会の開催（法第7条関係）

設置者	12ページの「説明会の開催について」で詳細な説明をしています。
-----	---------------------------------



ウ 住民等の意見書の提出（法第8条関係）

住民等	大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、届出の公告の日から4月以内に県に意見書を提出することができます。
県	提出された意見の概要を公告し、公告の日から1月間縦覧に供します。



エ 市町村意見の聴取（法第8条関係）

県	届出の公告の日から4月以内に、市町村から大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴かなければなりません。 聴取した意見の概要を公告し、公告の日から1月間縦覧に供します。
---	--



オ 県の意見（法第 8 条関係）

県	住民等の意見や市町村意見に配慮し、指針を勘案して大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見がある場合には、届出の日から 8 月以内に書面により意見を述べます。 意見を述べた場合には、その意見の概要を公告し、公告の日から 1 月間縦覧に供します。 意見がない場合には、その時点で手続は終了し、8 月の開店制限の適用もなくなります。
---	---



カ 設置者による対応策の提示（法第 8 条関係）

設置者	県が意見を述べた場合、当該意見を踏まえて県に対し届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行います。 (届出又は通知が県の意見を適正に反映しており、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため十分な配慮を行っている内容であれば、その時点で手続は終了します。しかし、当該届出又は通知の日から 2 月を経過しなければ開店することはできません。)
県	届出の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告し、届出書を公告の日から 4 月間縦覧に供します。



キ 勧告（法第 9 条関係）

県	設置者の「カ」の届出又は通知が県の意見を適正に反映しておらず、大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認める場合には、市町村の意見を聴き、指針を勘案して、必要な措置をとるべきことを設置者に勧告することができます。 勧告をした場合は、当該勧告を市町村に通知し、勧告の内容を公告します。 勧告をしない場合は、その時点で手続は終了します。
---	--



ク 設置者による変更の届出（法第 9 条関係）

設置者	勧告を受けた場合には、当該勧告を踏まえて必要な変更に係る届出を行います。
県	届出の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告し、届出書を公告の日から 4 月間縦覧に供します。



ケ 公表（法第 9 条関係）

県	設置者が、正当な理由なく勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができます。
---	---

届出事項等

ア 届出事項（法第5条第1項）

- a 大規模小売店舗の名称及び所在地
- b 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- c 大規模小売店舗の新設をする日
- d 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- e 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（省令第3条第1項）
 - ・駐車場の位置及び収容台数
 - ・駐輪場の位置及び収容台数
 - ・荷さばき施設の位置及び面積
 - ・廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- f 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（省令第3条第2項）
 - ・大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ・駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

イ 添付書類（法第5条第2項（省令第4条第1項））

- a 法人にあっては、その登記簿の謄本、個人にあっては住民票の写し
- b 主として販売する物品の種類
- c 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- d 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
- e 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
- f 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- g 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
- h 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
- i 冷却塔、冷暖房施設の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
- j 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
- k 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合は、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
- l 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

(2) 変更の場合

法の届出事項（7ページの「ア」）を変更する場合に、変更の届出が必要になります。

手続きの流れ

ア 変更の届出（法第6条関係）

設置者	法第5条第1項第1号又は第2号に定める事項の変更については、遅滞なく、法第6条第1項により届出をしなければなりません。 法第5条第1項第3号から第6号までに定める事項の変更については、あらかじめ、法第6条第2項により届出をしなければなりません。（この場合、第6号以外は原則として届出の日から8月を経過しなければ変更できません。）
県	届出の概要、届出年月日、縦覧場所を公告し、届出書を公告の日から4月間縦覧に供します。



イ 説明会の開催（法第7条関係）

設置者	5ページの「イ 説明会の開催」を参照してください。
-----	---------------------------



ウ 住民等の意見書の提出（法第8条関係）

住民等 県	5ページの「ウ 住民等の意見書の提出」を参照してください。
----------	-------------------------------



エ 市町村意見の聴取（法第8条関係）

市町村 県	5ページの「エ 市町村意見の聴取」を参照してください。
----------	-----------------------------



オ 県の意見（法第8条関係）

県	6ページの「オ 県の意見」を参照してください。
---	-------------------------



カ 設置者による対応策の提示（法第8条関係）

設置者 県	6ページの「カ 設置者による対応策の提示」を参照してください。
----------	---------------------------------



キ 勧告（法第9条関係）

県	6ページの「キ 勧告」を参照してください。
---	-----------------------



ク 設置者による変更の届出（法第9条関係）

設置者 県	6ページの「ク 設置者による変更の届出」を参照してください。
----------	--------------------------------



ケ 公表（法第9条関係）

県	6ページの「ケ 公表」を参照してください。
---	-----------------------

届出が不要な変更

事故や災害などによる一時的な変更や大規模小売店舗立地法施行規則（平成 11 年通商産業省令第 62 号。以下「省令」という。）第 7 条で定める事項については、届出は不要です。ただし、法施行後の既存店の最初の変更においては、法附則第 5 条により届出をしていただく必要があります。詳しくは、10 ページをご覧ください。

（省令第 7 条）

- 1 大規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの
- 2 都道府県が法第 8 条第 4 項の規定により意見を有しない旨を通知した場合において、大規模小売店舗の新設をする日の繰上げを行うもの
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積を増加させるものであって、増加後の店舗面積の合計が、次のイ又はロに掲げる場合に依り当該イ又はロに掲げる店舗面積の合計（以下「基礎面積」という。）に千平方メートル又は基礎面積の 1 割に相当する面積のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの
 - イ 法第 5 条第 1 項の規定による届出をしている場合であって、法第 6 条第 2 項による届出をしていないとき 当該届出に係る店舗面積の合計
 - ロ 法第 6 条第 2 項による届出をしている場合 当該届出に係る店舗面積の増加をした後の店舗面積の合計
- 5 駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させるもの
- 6 荷さばき施設の面積を増加させるもの
- 7 廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの
- 8 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行うもの

軽微な変更

大規模小売店舗に附属する施設の位置の変更で、周辺的生活環境に与える影響が変更前後で変化しないと県が承認したのものについては、届出から 8 月の期間制限がなく、また、説明会の開催も必要ありません。軽微な変更の承認を希望する者は、事前相談で県にその旨を説明するとともに、「軽微変更承認申請書」（要綱様式第 1 号）を法第 6 条第 2 項の変更の届出に併せて提出してください。

説明会を掲示で行うことで足りる変更

「軽微な変更」以外の変更のうち、周辺地域的生活環境に与える影響がほとんどないと県が承認したものは、届出等の要旨を「大規模小売店舗変更計画概要書」（要綱様式第 4 号）に記載し、当該届出の縦覧期間中、当該大規模小売店舗の敷地内の見やすい場所に掲示することで、説明会の開催に代えることができます。要旨の掲示による説明会の承認を希望する者は、事前相談で県にその旨を説明するとともに、「要旨掲示承認申請書」（要綱様式第 3 号）を法第 6 条第 2 項の変更の届出に併せて提出してください。

(3) 既存店の変更の場合

既存店の変更の手続きは、次のとおりです。

法施行後の最初の変更の届出について

- ・ 法施行後、法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項について最初の変更を行おうとする場合は、法附則第5条の届出が必要となり、変更しようとする事項以外についても、法第5条第1項の第3号を除く各号すべてを併せて届出させていただきます。ただし、審査の対象となるのは変更しようとする届出事項のみです。
- ・ 最初の変更が、テナントの入替え、設置者の変更等のみの場合は、届出の必要はありません。
- ・ 法第6条第2項のただし書（届出不要事項）は、適用されませんので、省令第7条に掲げる事項の変更の場合でも、法附則第5条による届出が必要となります。
- ・ 変更は、原則として平成12年6月1日の法施行の時点と比較して変更になる場合を指します。
- ・ 変更しようとする事項については、法第6条第2項の規定による届出とみなされるので、8月の制限期間や法第7条以降の一連の規定（説明会、都道府県の意見、勧告等）が適用されます。ただし、店舗に附属する施設の位置の変更又は大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更については、軽微な変更（p.9）と見なされますので、周辺的生活環境に与える影響が変更前後で変化しないと県が承認したものについては、届出から8月の期間制限がなく、また、説明会の開催も必要ありません。
- ・ 法第7条第1項の規定による説明会では、変更しようとする事項を中心に説明することとなりますが、必要に応じてその他の項目や指針の記載事項についても説明してください。

【参考】法附則第5条

既存店で変更の届出が必要となる事項（法第5条第1項第4号から第6号）

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ・ 駐車場の位置及び収容台数
- ・ 駐輪場の位置及び収容台数
- ・ 荷さばき施設の位置及び面積
- ・ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ・ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- ・ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- ・ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- ・ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

【 経過措置期間中に開店又は店舗面積を増加した店舗の変更の場合 】

「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」（昭和 48 年法律第 109 号。以下「大店法」という。）の届出に基づき、経過措置期間中（平成 13 年 1 月 31 日まで）に開店又は店舗面積を増加する場合には、その開店又は店舗面積の増加の日以後最初に法第 5 条第 1 項第 4 号から第 6 号までの項目の変更を行おうとする場合に、法附則第 5 条の届出が必要となります。この場合、変更の評価時点は、当該開店又は店舗面積の増加の時点と比較することとなります。

大店法の届出事項の大店立地法での取扱いについて

ア 店舗面積

法では、店舗面積は小売業を行うための店舗の用に供される床面積と定められています。したがって、大店法により開店した店舗は、基本的に大店法第 3 条で届出した店舗面積（いわゆる 3 条面積）がそのまま法施行時の店舗面積となります。（大店法では小売業者の店舗面積（いわゆる 5 条面積）には含まれなかった共用通路部分も、法では店舗面積に含まれることとなりますので注意してください。）

ただし、大店法により開店した店舗と同じ建物の中に、生協、農協等が小売業を行っている場合には、その店舗面積を加えたものが、法施行時のその建物の店舗面積となります。

イ 閉店時刻

大店法第 9 条の届出がなされている場合

大店法第 9 条の規定により、既に届出がなされている既存店の場合には、原則として、当該届出に係る閉店時刻を法施行時の閉店時刻とします。

大店法第 9 条の届出がなされていない場合

大店法の手続を要しない閉店時刻（午後 8 時以前）で閉店していた場合や、生協、農協等の店舗は、法施行前の 1 年間に実際に営業していた閉店時刻を法施行時の閉店時刻とします。

ウ 休業日数

休業日数については、法では届出の必要はありません。

その他留意事項

- ・基準面積（1,000 ㎡）以下の店舗が増床し、基準面積を超えることとなる場合は、新設の届出（法第 5 条第 1 項）が必要です。
- ・既存店を廃止する場合（店舗面積が基準面積以下となる場合を含む。）は、廃止の届出（法第 6 条第 5 項）が必要です。

6 説明会の開催について

届出をした者は、届出の日から2月以内に出店地の市町村において、届出書の内容等を周知するための説明会を開催しなければなりません。説明会の開催に当たっては、次の点に留意してください。

(1) 説明事項及び基本的な留意事項

説明会で必ず説明していただかなければならない事項は、届出事項及びその添付書類に記載された事項ですが、届出に先だって行われた生活環境への影響等に関する調査・予測の結果や出店に当たって配慮する事項などについても併せて説明を行い、地域住民等の理解が十分に得られるように努めてください。

(2) 開催日時及び開催場所

設置者は、説明会を開催する日時や場所を決めようとするときは、県や市町村の意見を聴いて、多くの住民が参加できるよう配慮してください。

(3) 開催回数

説明会の開催回数は原則として1回と定めていますが、市町村からの申し出などにより開催回数を指定する場合があります。ただし、説明会の開催回数の上限は3回です。

(4) 説明会開催予定日時等の公告

次により、開催予定日時等を開催予定日の1週間前までに公告してください。

また、公告の前までに、県及び市町村あてに公告内容について通知してください。

具体的な公告方法

- | | | |
|---|---|---|
| 方 | 法 | 次のいずれかの方法で行ってください。 <ul style="list-style-type: none">・ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載・ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への折込み広告・ 市町村の公報又は広報紙に掲載 |
| 範 | 囲 | 原則として、当該大規模小売店舗を中心とする半径1キロメートル。
ただし、県又は市町村が別途要望する場合は、それに従ってください。 |
| 公 | 告 | 事項 |
| | | ・ 開催予定日時及び場所（施設名、室名、住所） <ul style="list-style-type: none">・ 大規模小売店舗の名称及び所在地・ 大規模小売店舗の設置者及びそこで小売業を行う者の氏名又は名称及び住所・ 新設の場合・・・大規模小売店舗の店舗面積の合計・ 変更の場合・・・変更の概要・ 問い合わせ先 |

(5) 説明会実施状況報告書の提出

説明会の終了後、速やかに、「説明会実施状況報告書」(要綱様式第6号)を作成し、県に提出してください。

(6) 説明会の特例

ア 軽微な変更

大規模小売店舗に附属する施設の位置の変更で、周辺的生活環境に与える影響が変更前後で変化しないと県が承認したものについては、説明会を開催する必要がありません。また、この場合は、法第6条第4項の8月の変更実施制限も適用されません。なお、軽微な変更の承認を希望する者は、事前相談で県にその旨を説明するとともに、「軽微変更承認申請書」(要綱様式第1号)を法第6条第2項の変更届出に併せて提出してください。

イ 要旨の掲示による説明会

ア以外の変更のうち、周辺地域的生活環境に与える影響がほとんどないと県が承認したものは、届出等の要旨を「大規模小売店舗変更計画概要書」(要綱様式第4号)に記載し、当該届出の縦覧期間中、当該大規模小売店舗の敷地内の見やすい場所に掲示することで、説明会の開催に代えることができます。要旨の掲示による説明会の承認を希望する者は、事前相談で県にその旨を説明するとともに、「要旨掲示承認申請書」(要綱様式第3号)を法第6条第2項の変更届出に併せて提出してください。

どのような変更の届出が、この特例に該当するかは届出の内容によって異なりますが、変更前と変更後の周辺地域的生活環境を比較して「変化しない」あるいは「影響がほとんどない」という根拠を申請書の中で明らかにしていただく必要があります。